

幸手市郷土資料館博物館実習生受入実施要領

1 趣 旨

この要領は、博物館法施行規則第一条の規定に基づき、幸手市郷土資料館（以下、郷土資料館という）において行う博物館実習について、必要な事項を定めるものとする。

2 対 象

実習を希望する者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 大学が適当と認めた者。
- (2) 大学または大学院に在学中で、博物館実習を除く博物館法施行規則第一条に定められた博物館に関する科目の単位を取得済み、または実習実施年度で取得見込みの者。
- (3) 大学または大学院において、歴史、考古、民俗、博物館学、保存科学等の分野を専攻する者。
- (4) 実習日すべて出席可能な者。

3 実習の期間及び日数

実習は、原則として7月～9月に実施するものとし、実習の日数は10日以内とする。

4 受入人員 5人以内

5 実習内容

実習内容は郷土資料館で別に定める指導要項によるものとする。この場合、地域博物館における学芸員の職務を実習体験できるよう配慮する。具体的な内容については、事前打合せ会で通知する。

6 申込み及び受付け

博物館実習申込書は当館窓口で配布する。（ホームページからもダウンロード可能）

なお、申込書の窓口配布及び受付けは、休館日（月曜日：ただし月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館）は行わない。

- (1) 配布期間 令和7年3月1日（土）から4月30日（水）まで
- (2) 受付期間 令和7年4月1日（火）から5月15日（木）まで
- (3) 応募方法 受付期間中に次項掲げる必要書類を郷土資料館に持参または郵送のこと。

7 必要書類

- ・博物館実習申込書
- ・履歴書
- ・学長もしくは学部長名による依頼書（幸手市教育委員会教育長宛）
- ・学芸員資格取得に必要な単位の取得状況を確認できる文書
- ・返信用封筒（切手〔110 円分〕貼付）

8 実習生の選考

実習申込みを受付けた者の中から郷土資料館で選考を行う。

受入れ可能人数を超える申込みがあった場合、本市に住所を有する者を優先する。

9 選考結果

実習受入れの可否については、志望動機および専門分野等を総合的に判断したうえで5月下旬に決定し、文書で申込者全員に連絡する。

10 事前打合せ会

6月下旬から7月上旬に、事前打合せを行う。実習希望者は必ず出席するものとする。具体的な日時については、別途通知する。

11 その他

- （1）実習費用は不要とする。
- （2）実習中及び当館への移動中に事故等が生じた場合、その責は本人および所属大学が負うものとする。
- （3）実習期間中、実習生として不適切な行動（遅刻、早退、欠席ならびに服装等の不備）があった場合、実習を取消することがある。
- （4）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府や自治体の指示・要請の状況のほか当館の開館状況により、実習の中止ないし日程を変更する場合がある。
また、実習生本人が感染ないし濃厚接触した場合やその疑いがある場合は実習に参加することができない。

12 問合せ

幸手市郷土資料館

〒340-0125

埼玉県幸手市下宇和田 58-4

電話 0480-47-2521

メール k-syakai@city.satte.le.jp

令和 年 月 日

博物館実習申込書

氏 名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
現住所	〒 電話
所属大学 名称 所在地 電話 実習実務担当部署 電話	
専攻（学部・学科・専攻・学年・研究テーマ）	
学芸員資格を志望する動機	
当館での実習を志望する動機	